平成31年1月19日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人　稲田久子
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

平成31年度　税制改正速報（資産税関連）

今年度の相続税関連の改正で目立った点は、
1）特別寄与料に係る制度の創設
2）預貯金の払戻し制度の創設
3）個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設　です。

ここでは知っておいていただきたい1と2について説明します。

1）特別寄与料に係る制度の創設

7月1日施行で、民法の改正により、「相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができる」ようになります。

これにより、特別寄与者（療養看護したもの）が支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該寄与者が当該特別寄与料の額に相当する金額を、被相続人から遺贈により取得したものみなして相続税を課税されることになります。

この事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた場合には、生じたことを知った日から10月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。

2）預貯金の払戻し制度の創設

同じく7月1日施行で、預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は遺産分割が終わる前でも一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになります。

単独での払戻額は、【相続開始時の預貯金額】×1/3×法定相続分　で計算しますが、1つの金融機関からの払戻しが受けられるのは150万円までです。

文責：経営支援部資産税ｸﾞﾙｰﾌﾟ　　稲田久子